

報道関係者 各位

令和5年10月31日

【照会先】

茨城労働局 労働基準部 監督課

監督課長 尾畑 宏忠

過重労働特別監督監理官 三浦 かをり

電話 029-224-6214

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【主な取組】

○過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

日時：令和5年11月29日（水）13：30～15：30（受付13：00～）

会場：つくば国際会議場 大会議室102（つくば市竹園2-20-3）

※詳しくは別紙リーフレットをご参照ください。

○過重労働解消キャンペーンの主な取組

1 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

茨城労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページ等を通じて地域に紹介します。

<訪問日時・場所>

11月28日（火）午後2時～ 関東総業株式会社 様（トラック運送業）
（取手市毛有600番地）

※ 取材される場合は、上記Tel029-224-6214まで事前にご連絡をお願いします。

2 過重労働解消相談ダイヤル

11月3日（金）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

【電話番号】 0120(794)713(フリーダイヤル なくしましろう 長い残業)

令和5年11月3日（金）9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

※ その他の内容は裏面のとおり。

1 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

11月28日(火)午後2時～ 関東総業株式会社 様(トラック運送業)
(取手市毛有600番地)

～ 関東総業株式会社様の働き方改革の主な取組 ～

- トラック運転手の休憩施設として、静岡県三ヶ日町に営業所を新設し、宿泊施設を併設して西日本への荷の中継地とすることにより、2024年問題を踏まえた時間外労働の削減に取り組んでいます。
- 発荷主、着荷主の双方と調整を行い、積極的に協力を得ることによって荷待ち時間の削減を実現しています。
- 荷主の協力によって、手作業であった荷積み、荷下ろし作業をパレット使用に転換したことにより、労働時間の削減を実現しています。
- 様々な労働環境の改善を通して、若い人材の確保に積極的に取り組んでいます。

※ 当日は、国土交通省 茨城運輸支局長が同席します。

2024年問題への対応など詳しくお話を伺います。ぜひ取材へお越しください!

TEL 029-224-6214 (茨城労働局労働基準部監督課)

2 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

3 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日(水)から11月7日(火)(11月3日(金)を除く。)を過重労働相談受付集中期間とし、全国の労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、労働条件相談ほっとラインでも、平日17:00～22:00、土日祝日9:00～21:00に相談をお受けします。

4 特別労働相談を実施します

11月3日(金)に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

[電話番号] 0120(794)713(フリーダイヤル なくしましょう 長い残業)

令和5年11月3日(金) 9:00～17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

5 セミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>